平成２８年（フ）第１２２号
釧路市鳥取大通９丁目４番５号　クレイトンアベニュー鳥取Ⅰ　102
債務者　田村　智美（旧姓橋場）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
熊本県人吉市上田代町2228番地１
債務者　堤　寸見子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第６２２号
東京都西東京市東町２丁目１番26号サントールＢ３号
債務者　柳田　好範
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５８１号
札幌市西区宮の沢１条３丁目２番１―706号
破産者　齊藤　義博
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
岩手県宮古市実田１丁目３番34号
破産者　株式会社中屋製作所
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第１８号
秋田県鹿角市花輪字新川原48番地
破産者　株式会社アクティ
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第８５号
富山県高岡市蓮花寺35番地の１
破産者　水上建設株式会社
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７号
富山県高岡市伏木東一宮５番６号
破産者　有限会社健養膳さかな工房あさひ
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２００５号
名古屋市守山区村前町179番地　ティファニープレイス101号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市守山区村前町179番地
破産者　有限会社アレックス
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８５号
兵庫県姫路市延末295番地姫路中央卸売市場内
破産者　株式会社フジタニ
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１９号
香川県仲多度郡まんのう町勝浦１番地
破産者　オーク開発株式会社
1　決定年月日　平成28年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２号
三重県津市大門１番27号
破産者　株式会社アイス
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７０号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘４丁目７番10号
破産者　髙林　幸広
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３５号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目８番10号
破産者　竹本工業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７５号
兵庫県西宮市石刎町16番３号
破産者　株式会社河村道路
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２号
兵庫県たつの市龍野町富永789番地の１
破産者　オーギ屋電機株式会社
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４号
兵庫県宍粟市山崎町山田184番地の13
破産者　ホテルサフラン有限会社
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第７２号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1227番地
破産者　株式会社神州
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2592番地
破産者　有限会社マルカツ
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７７号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町128番地14
破産者　株式会社エスディシーオー
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係